

認定基準		改正後	改正前
共通	育児休業等を行うことができる女性 有期雇用労働者の育児休業等取得率	<u>75%</u>	なし
	成果に関する具体的な目標を定めて 実施する措置の選択肢	① <u>男性労働者の育児休業等の取得期間の 延伸</u> ② 年次有給休暇の取得の促進 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務等その他働 き方の見直しに関する多様な労働条件の 整備	① 所定外労働の削減  ② 年次有給休暇の取得の促進 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務等その 他働き方の見直しに関する多様な労 働条件の整備
くるみん 	男性労働者の育児休業等取得率 又は 男性労働者の育児休業等・育児目的 休暇の取得率	<u>30%</u>  <u>50%</u>	<u>10%</u>  <u>20%</u>
	雇用する労働者1人当たりの 各月ごとの時間外労働及び 休日労働の合計時間数	<u>30時間未満（全てのフルタイム労働者） 又は45時間未満（25～39歳のフルタイム 労働者）</u>	45時間未満（全てのフルタイム労働 者）
トライくるみん 	男性労働者の育児休業等取得率 又は 男性労働者の育児休業等・育児目的 休暇の取得率	<u>10%</u>  <u>20%</u>	<u>7%</u>  <u>15%</u>
プラチナ くるみん 	男性労働者の育児休業等取得率 又は 男性労働者の育児休業等・育児目的 休暇の取得率	<u>50%</u>  <u>70%</u>	<u>30%</u>  <u>50%</u>
	雇用する労働者1人当たりの 各月ごとの時間外労働及び 休日労働の合計時間数	<u>30時間未満（全てのフルタイム労働者） 又は45時間未満（25～39歳のフルタイム 労働者）</u>	45時間未満（全てのフルタイム労働 者）
	能力の向上又はキャリア形成の 支援のための取組に係る計画の策定 及び実施の対象	<u>男性労働者及び女性労働者</u>	女性労働者